幡多地域半島振興計画

(平成27~36年度)

平成27年11月

高 知 県

目 次

第	1	基	本的方針	1
	1	地	域の概況	1
	2		状及び課題	2
	(1)		人口等	2
	(2)		交通・通信	2
	(3)		産業及び観光	4
	(4)	1	就業	7
	(5)		水資源	7
	(6)	1	生活環境	8
	(7)		医療	9
	(8))		0
	(9))	教育及び文化	
	(10))	地域間交流 ····································	2
	(11	1)	国土保全施設等の整備及び防災体制1	3
	(12	2)	環境の保全等	3
	3	振	興の基本的方向及び重点とする施策1	5
	(1)	1	基本的方向	5
	(2)		重点とする施策	5
第	2	振	興計画1	7
	1	交	:通通信の確保1	7
	(1)		交通通信の確保の方針1	7
	(2)		交通施設の整備	7
	(3)	1	地域における公共交通の確保1	7
	(4)	1	情報通信関連施設の整備1	8
	2	産	業及び観光の振興1	8
	(1)	1	産業及び観光の振興の方針1	8
	(2))	農林水産業の振興1	8
	(3)	1	商工業の振興	1
	(4)		観光の振興	
	3	就	.業の促進	3
	(1)		就業の促進の方針	3
	(2)	1	就業促進対策	

4	水資源の開発及び利用	3
(1)	水資源の開発及び利用の方針	2 3
(2)	水資源確保対策	2 3
(3)	水資源の利用	2 4
5	生活環境の整備に関する事項	2 4
(1)	生活環境の整備の方針	2 4
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	2 4
(3)		
(4)	住宅関連対策	2 4
(5)	生活サービスの持続的な提供	2 5
(6)	その他の整備	2 5
6	医療の確保等	2 5
(1)	医療の確保の方針	2 5
(2)	医療の確保を図るための対策	2 5
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	2 6
(1)	高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	2 6
(2)		
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	2 7
8	教育及び文化の振興	27
(1)	教育及び文化の振興の方針	2 7
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	2 8
(3)	教育・文化施設等の整備	2 8
(4)	地域文化の振興	2 9
9	地域間交流の促進	2 9
(1)		
(2)	地域間交流の促進のための方策	2 9
1 0	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	3 0
(1)	災害防除の方針	3 0
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	3 0
(3)	防災体制の強化	3 1
1 1	環境の保全等	3 1

第1 基本的方針

1 地域の概況

○ 本地域は、四国の西南端に位置し、高知市から市町村中心部まで陸路で約100km~150kmの距離にあり、東は土佐湾、西は豊後水道に面する太平洋に突き出た半島で、宿毛市、土佐清水市、四万十市(うち旧中村市の区域)、大月町、三原村、黒潮町 (旧大方町の区域) の3市(一部指定を含む)2町1村から構成されています。

また、同時に過疎地域(土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町)、振興山村地域(大月町以外。一部指定を含む。)、特定農山村地域(全市町村)にも指定されています。

- 面積は、1,238km²で県土の17.4%を占めていますが、人口は87,578人(平成22年)で県人口の11.5%にすぎず、人口密度は70.7人/km²、県全体の107.6人/km²と比較してかなり低い状況にあります。
- 地形は、標高300m~500m級の山岳が連なり、それが海食崖となって海に迫っており、地域の林野面積比率は82.7%で、わずかな平地に耕地を拓き集落を形成しています。また、海岸線は、大規模な海浜がほとんどなく、大堂海岸を中心に沈降による出入りの多いリアス式海岸を形成しており、総延長は302kmとなっています。
- 自然は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川や豊富な原生林、足摺宇和海国立公園の区域となっている足摺岬・大堂海岸など雄大な海岸景観と透明度の高い海など、数多く残されています。
- 気候は、黒潮の影響で、年平均気温16~18℃、日照時間2,000時間強、降水量は2,300~3,600mm(いずれも平成26年)であり、温暖・多照・多雨な地域となっています。また、台風の北上経路地帯でもあります。
- 歴史的には、縄文時代から一貫して中村、宿毛地域を中心として栄えてきましたが、なかでも京都から下向した一条教房を始祖とする土佐一条家の支配は絶大で、 室町時代の繁栄の影響を受けた伝統行事や慣習が現在も残されています。

なお、大化の改新後に設置された「幡多郡」が、本地域の由来となっており、現在まで、歴史的にも文化的にも一体的な地域として推移してきました。

市町村	面積(km²)	人口(人)
宿 毛 市	286.15	22,610
土佐清水市	266.56	16,029
四万十市(うち旧中村市の区域)	384.50	32,712
大 月 町	103.02	5, 783
三 原 村	85.35	1, 681
黒潮町(うち旧大方町の区域)	1 1 2 . 5 2	8, 763
計	1, 238.10	87, 578

幡多地域の構成市町村

総務省統計局「平成22年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 人口等

ア 人口

○ 人口は、昭和35年の129千人をピークに、昭和45~55年の一時期を除き減少を 続けており、平成17年と平成22年の国勢調査の結果を見ると、この5年間で6.6 %減、高齢化率も29.4%から32.5%となるなど、人口減、高齢化の進行がます ます顕著になっています。特に、生産年齢人口は10.2%減と地域内人口の減少 率を大きく上回っており、就業の場とともに産業の担い手を確保することが大 きな課題となっています。

イ 財政

○ 財政力指数は、市部で0.235~0.343、町村部で0.106~0.205と県平均0.377 をいずれも下回っており、厳しい状況となっています。 (旧西土佐村、旧佐賀町含む)

(2) 交通·通信

○ 本地域は、都市機能の集積された高知市から遠く離れ、交通機関や情報通信 面の立ち遅れが目立っています。

ア道路

○ 本県を取り巻く広域道路網は、四国横断自動車道が、現在、四万十町まで供 用中です。

本地域内の高速交通体系は、片坂バイパス(四万十町西IC~拳ノ川IC)が平成30年度の供用を目指して整備を進めています。また、中村宿毛道路は、現在、四万十IC~平田IC間が供用中で、平田IC~宿毛IC間は平成31年度の供用を目指して整備を進めています。

- 県道は、主要地方道13路線、一般県道24路線、総延長は485kmあり、各市町村間を結ぶ土佐清水宿毛線、地域内を相互に結ぶ柏島二ツ石線や足摺岬公園線、地域外へアクセスする宿毛津島線等がありますが、平成26年4月現在、改良率51.3%、舗装率98.5%となっています。(旧西土佐村、旧佐賀町含む)
- 市町村道については、平成26年4月現在、総延長約1,809km、改良率50.9%、 舗装率89.8%となっています。 (旧西土佐村、旧佐賀町含む)

【課題】

○ 地域外とのアクセスを強化するための幹線道路や地域の拠点性を高める高規格幹線道路、地域内を循環・相互に結ぶ幹線道路、各集落から幹線道路へ接続する道路など、国道から市町村道に至る地域内外ネットワークの整備を進めていく必要があります。

イ 港湾

○ 重要港湾であり、地域の産業を支える海上輸送の拠点施設である宿毛湾港と、 地方港湾が9港(下田港、あしずり港、避難港である上川口港など)あります。 ○ 地域外とのフェリー定期航路として、宿毛湾港~佐伯港(大分県)があります。

【課題】

○ 瀬戸内地方や九州地方を中心とした広域工業・流通拠点として宿毛湾港を整備するとともに、地方港湾の中で、四万十川河口にある下田港は、洪水など河川流量による影響を受けやすいことから、下田地区の浸水被害を解消する対策と安定した輸送航路の確保が必要です。

ウ鉄道

- 土佐くろしお鉄道宿毛線が平成9年10月1日に開業し、昭和63年4月に先行開業している中村線と一体となり、地域内はもとより幡多地域と本県中央地域及び瀬戸内地方や京阪神地方を結ぶ基幹的な公共交通機関としての役割を果たしています。
- しかし、利用者の減少による営業収支の悪化により、県と関係市町村で積み 立てている経営安定助成基金の支援がなければ、大変厳しい経営状況にありま す。

<土佐くろしお鉄道(中村・宿毛線)の状況>

年度	輸送人員	営業収支
H10	1,262千人	△157,868千円
H16	1,010千人	△154, 163千円
H26	640千人	△218,574千円

【課題】

○ 土佐くろしお鉄道の経営の安定化と利用促進を図ることが必要です。

エバス

- 市町村営路線を除く路線バスの利用者は331千人/年(平成26年度)で、平成16年度の524千人/年と比べて約4割減少しており、すべての路線が不採算で赤字となっています。
- 本地域の住民の生活に必要不可欠なバス路線については、行政からの補助や 委託、市町村自らの運行により維持されており、地域の交通の重要な役割を担っています。

- 人口が減少する一方、マイカーの普及によりバスの利用者は減少していますが、高齢者等にとっては重要な交通機関であることから、地域の実情に応じた 運行形態、利用促進による路線の維持が必要です。
- 少子高齢化や過疎化が進む中で、市町村や事業体、住民が一体となって地域の実情に応じた持続可能な地域内交通の仕組みを検討していくことが必要です。

才 情報通信

- 採算性等から超高速ブロードバンドサービス(高速インターネット)や携帯 電話サービスが提供されていない条件不利地域が存在しています。
- 行政や教育への利用を主な目的に構築した高知県情報ハイウェイにより、本地域の市町村役場や県立・公立学校などがネットワーク化されています。
- 宿毛市、四万十市及び大月町では、平成22年に、黒潮町では平成23年に、それぞれケーブルテレビが整備されています。

【課題】

- 超高速ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが提供されていない地域 の情報通信基盤の整備が必要です。
- 本地域における公的機関の情報通信基盤である高知県情報ハイウェイについては、財政的にも制約がある中で社会情勢に対応した整備が必要です。

(3) 産業及び観光

- 高知県産業振興計画の推進により、本地域の基幹産業である第一次産業の新たな担い手の確保につながるといった成果も得られていますが、依然として、第一次産業の就業人口の減少や高齢化の傾向は続いており、本地域の強みを支える第一次産業の生産基盤が弱まっていくことが懸念されます。
- 他産業においても集積度が低いことや、中小企業者・小規模事業者が多数を占めるなど、より一層若者にとって魅力的な就労の場の形成が必要です。

【課題】

- 高知県産業振興計画で取り組んでいる、様々な生産活動の基盤となる第一次産業振興の取り組みを継続することが必要です。また、それらを活用した加工品づくりが各地域に広がってきており、更なる販売拡大や製造基盤の充実に取り組み、事業者の経営安定を図ることが必要です。
- 基幹産業である第一次産業の再生が不可欠で、他産業並の所得と労働条件の実現が必要です。また、第一次産業と連携した産業を振興していくことが必要です。

ア 農林水産業

(ア) 農業

- 農業は稲作が広い範囲で行われています。花卉(黒潮町)、酪農(四万十市、 宿毛市、大月町)、肉用牛(全域)、豚(宿毛市、土佐清水市、大月町)、養 鶏(全域)、野菜(宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町)の産地となってい ます。
- 農家は4,082戸(平成22年)あり、そのうち約3割が兼業農家で、さらにその大半が第2種兼業農家です。なお、経営耕地のある1経営体あたりの経営耕地面積は1.02haです。

- 地域の立地特性を活かした農業の展開、輸入農産物に対抗できる国際的な競争力を備えた、生産性の高い農業の実現への取り組みが必要です。
- 企業的なセンスを持った農業者や生産組織の育成、法人化が必要です。

- 担い手の育成や効率的な農業を行うために、農地の集積・集約化が必要です。
- 農業生産基盤の計画的な整備や農業用用排水施設等の長寿命化対策による足腰の強い農業・産地を形成することが必要です。
- UIターンや他産業からの新規就農者を確保・育成することが必要です。
- 人口の減少や高齢化による地域力の低下をグリーン・ツーリズムによる交流 人口の拡大によって回復させることが必要です。

(イ) 林業

- 民有林の森林面積比率は65.7% (平成26年)で、人工林の32%が45年生以下 の森林です。
- 林内道路密度(民有林)は16.3m/ha(平成25年)、林道密度は2.3m/ha(平成25年)となっています。

【課題】

- 木質バイオマス発電の操業などにより地域の木材需要が増大しており、原木 生産の拡大が不可欠ですが、安定的に原木を供給するためには、森林の集約化 や効率的な作業システムの確立が必要です。
- 森林資源が成熟し、保育間伐から搬出間伐への移行が見られる一方で、条件 不利地などでは、未整備の森林が発生しており、公益的機能の維持増進を図る ためには保育間伐等の森林整備が必要です。
- 今後、原木生産の拡大が進む中で、皆伐後の伐採跡地の増加が予想され、森 林資源の循環利用を図るためには再造林が不可欠ですが、森林所有者の造林意 欲は低く、再造林を推進するためには、造林コストの削減が必要です。
- 担い手の育成(新規就業者の確保・育成)が必要です。
- 木材流通の合理化等による木材産業の構造改革が必要です。
- 公共建築施設等の木造化や公共土木工事への木材利用による県産材の利用推 進が必要です。

(ウ) 水産業

- リアス式海岸の複雑な地形による好漁場で、沿岸漁業の盛んな地域です。
- 主な沿岸漁業は、釣り・はえ縄漁業(足摺岬周辺・沖合地域)、定置網漁業 (足摺岬周辺)、機船船びき網漁業・小型機船底びき網漁業(旧大方町地先海域)、魚類養殖業・まき網漁業(宿毛湾)があります。
- 河川漁業は、アユ (四万十川、松田川)、スジアオノリ (四万十川河口)があります。
- 内水面養殖業は、ヒトエグサ養殖(四万十川河口)があります。
- 漁港は、302kmの海岸線に大小48漁港(1種:41港、2種:5港、3・4種:各1 港)あるものの整備水準が低い状況です。

- 漁業生産量の確保対策や水産物の外商の推進、養殖業の振興等により漁業の 生産高を伸ばし、漁業収入の向上を図ることが必要です。
- 水産加工業等を通じた地域住民の雇用の場の確保や、滞在型、体験型観光の 推進、河川資源の維持、増強など、漁村における地域資源を活かした交流の拡 大が必要です。

○ 水産業や漁村を担う人づくり、組織づくりなど人材の育成と組織の強化が必要です。

(エ) 鳥獣による被害

○ 近年、シカやイノシシ、サルなどの野生鳥獣による農林業被害が増加しており、特に中山間地域での被害は大きな問題になっています。

【課題】

- 有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備、有効な防除対策の推進が必要です。
- 積極的な有害鳥獣の捕獲が必要です。

イ 商工業

(ア) 商業

- 従来から宿毛市、四万十市(うち旧中村市の区域)の中心商業地を核とした 閉鎖的な商圏ですが、近年、郊外に大型店舗の出店が相次いだことから、中心 商業地では空き店舗が増加するなど衰退が進んでいます。
- 平成19年の状況では、小売業の人口1人当たりの年間商品販売額は1,113千円で、事業所は1経営体当たり従業員数4.6人と、小規模・零細な事業所が多いのが特徴です。
- 宿毛市、四万十市(旧西土佐村含む。)の小売業の事業所数については、昭和50年代以降減少を続け、平成19年の状況を平成9年と比較すると18.2%減少しており、年間商品販売額もこの間に15.4%減少しています。

【課題】

- 基幹産業である農林漁業とリンクし、四万十ブランドに代表される地域資源 を活用した「地域ブランド商品」の開発や都市圏への売り込みなど、観光と一 体となった、競争力を持った商業振興を図っていくことが必要です。
- 中心商業地では、個店の魅力を高めると同時に、高齢者人口の増加への対応 や商店街ごとのテーマの確立・回遊性を持たせ、商業のみならず、まちづくり の観点から整備を行うことが必要です。また、人口の減少に対応するため、移 住者の受入が大きな課題となっており、移住者の開業を支援するため、チャレ ンジショップを活用したサポートをはじめ、官民連携して地域や商店街全体で 支援していく取り組みが必要となってきています。

(イ) 工業

- 本地域では、食品製造業、生産用機械製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業といった産業が主体となっています。 1 事業所当たりの従業員数は平成25年で16.7人と全国・全県に比べて少なく、また、人口1人当たりの製造品出荷額等は330千円で対全県比48.4%、対全国比14.5%と低い状況にあります。(旧西土佐村、旧佐賀町含む)
- 事業所数は昭和50年以降微減を続け、横這いが続いていた従業員数・製造品 出荷額等も減少に転じ、平成25年には、平成17年と比べると事業所数 (20.7% 減)、従業員数 (12.7%減)、製造品出荷額等 (19.7%減) のいずれも減少していま す。もっとも、平成22年と比べると事業所数 (2.67%増)、従業員数 (0.1%増)、 製造品出荷額等 (4.2%増) のいずれも微増となっています。 (旧西土佐村、旧佐

賀町含む)

○ また、本地域の産業構造は食品や建設関連といったいわゆる旧来型の業種が 多く、一方で新産業分野への進出が乏しいなど、産業構造の硬直化が見られ、 地域経済の活性化が図られていません。

【課題】

○ 地域経済の活性化には、公的研究機関等の活用や異業種交流による生産技術の向上、新しい技術の開発、販路の開拓等を進めていくことが必要であり、また、ベンチャー企業の育成等、新産業の創出に向けた取り組みが求められています。

ウ観光

- 足摺宇和海国立公園、入野県立自然公園、宿毛県立自然公園、四万十学遊館、 日本最後の清流と呼ばれる四万十川など豊かな自然環境や景観に恵まれ、年間200 万人を超える観光客が訪れています。
- 名所や風景を観賞する従来の周遊型・見物型観光から、最近は家族、グループ等でアウトドアライフを楽しむ滞在型・体験型観光への関心が高まっています。 キャンプやホエールウォッチング、四万十川の観光川下りやカヌー、観光定置網、シュノーケリングなどが若者を中心に人気を得ています。

【課題】

- 観光ニーズに対応した広域で集客力をアップする取り組みを推進するとともに、 観光客に対するサービスの向上を図るため、観光スポットや宿泊施設、予約状況、 交通アクセスなど、最新情報が提供できる観光ネットワークシステムを整備・充 実していくことが必要です。
- 四万十川観光は、清流の魅力が残されていてこそ価値があるものです。人為的な施設は極力設置せず、あくまで自然を活かした観光を進めていくとともに、観光客へのゴミの持ち帰り運動や住民の清掃活動など、四万十川を守り育てる運動を推進することが必要です。

(4) 就業

- 本地域は四万十公共職業安定所管内に位置し、平成26年度の有効求職者数は 18,811人、有効求人数は13,819人、有効求人倍率(実数値)は0.73倍でした。(旧 西土佐村、旧佐賀町含む)
- 最近3年間の有効求人倍率(実数値)は、平成24年度0.65倍、平成25年度0.71 倍、26年度0.73倍と上昇傾向にありますが、平成27年4月の有効求人倍率は0.63 倍と前年同月を0.12ポイント下回っています。(旧西土佐村、旧佐賀町含む)

- 本地域の有効求人数は、平成26年9月以降、前年同月と比べ減少しており、雇用の場の創出が必要です。 (旧西土佐村、旧佐賀町含む)
- 地域の求職者を一人でも多く就職につなげていくため、人材育成や求人事業者 とのマッチングなどの就職支援が必要です。

(5) 水資源

- 本地域は集落が点在している一方、河川は流域延長が短く流れの急な中小河川 が多いため、水の供給源として井戸水や渓流取水への依存度が高いことから、水 資源の供給が不安定な傾向にあります。
- 水資源の安定供給を図るため、横瀬川ダム(国土交通省直轄)や春遠ダム(生活貯水池)の整備を進めています。
- 上水道は、市街地中心部では普及していますが、地域に広く集落が点在しているため、小規模な水道施設が多い状況にあります。

水道の普及率(旧西土佐村、旧佐賀町含む。) 94.9%

(全国平均 97.7%) (平成26年3月31日現在)

【課題】

○ 現在建設中のダムや森林の総合的整備、上水道の普及率の向上や老朽化した水 道施設の更新により水資源を安定的に確保することが必要です。

(6) 生活環境

○ 人口減少や高齢化が進む中、集落維持の危機や生活環境の悪化等、本地域で引き続き生活していくことが困難になっています。

地域の方々が愛着のある地域で安心して住み続けるために、住民が主体となり 地域の様々な課題に対応していく集落活動センターの仕組みづくり(小さな拠点 づくり)を推進しています。

○ 生活水準が向上し、都市的な生活指向が高まる中にあって、依然として、本地域では生活関連施設の整備が立ち遅れています。

【課題】

- 集落活動センターの開所地区は2ヶ所(平成27年3月31日現在)にとどまって おり、更なる推進が必要です。
- 若者が定住し、女性や高齢者が意欲と能力に応じて就業できる、快適で活力ある農山漁村をつくるためには、地域を交流・ふれあいの場として開放することを 視野に入れた生活関連施設の整備に取り組んでいく必要があります。

ア 下水道、廃棄物処理施設等

- 生活排水処理施設の整備が県平均と比べて大幅に遅れています。普及率 63.5%(旧西土佐村、旧佐賀町含む)(県平均71.6%) (平成26年3月31日現在)
- 一般廃棄物は、年々減少しています。

【課題】

- 生活排水処理施設の整備促進が必要です。
- よりよい居住環境を構築するため、一般廃棄物の減量や再生への取り組みを 地域全体で進める必要があります。

イ 都市公園等

○ 都市公園は81箇所、面積にして111.4haあり、1人あたりの公園面積は11.98

m²と県平均の1.07倍となっています。(平成27年3月31日現在)

- 四万十市(うち旧中村市の区域)、黒潮町等で進めている土佐西南大規模公園(総面積435ha)は、変化に富んだ美しい海岸線と自然美を最大限に活かした海洋性レクリェーションゾーンとして整備を進めています。
- 本地域では施行中の土地区画整理事業 1 地区 (36.5ha) が推進され、安全かつ快適な、新たな市街地が形成されようとしています。
- 都市計画区域の設定市町村は宿毛市、土佐清水市、四万十市、黒潮町で、街路計画総延長は74.13km、うち平成25年度末の整備済みは41.71kmであり、整備率は56.3%となっています。(旧西土佐村、旧佐賀町含む)
- 平成14年度に開催された国体により運動公園の整備は進んできたものの、歩いていける身近な公園として都市公園法に規定する街区、近隣、地区公園は市町村によって箇所数や面積に大きな格差があります。
- 幹線道路網の整備や土地区画整理事業の進展に伴い、新たな市街地が形成されつつある反面、既成市街地においては空洞化が進み、中心市街地の衰退を招いています。

【課題】

- 自然環境や特性を活かした公園の整備が必要です。
- 都市基盤整備では、近年の社会情勢を踏まえた中心市街地の再生や震災対策 上必要な密集市街地の解消、津波浸水被害のない高台での新市街地形成など、 地域の特性に応じた事業の推進が必要です。
- 今後の新たな都市整備のあり方は、近年の社会・経済情勢や自治体における 財政状況の悪化から、地域住民や各種事業者などとの協働による「住民力」を 活かした取り組みを行い、身の丈にあったまちづくりを進めることが必要です。

ウ 住宅

- 36,971世帯(平成22年度)のうち、75.3%の世帯が持ち家に住んでおり、県 平均66.0%を上回っています。
- 住宅着工戸数は235件(平成26年度)ですが、そのうち市部が83.4%を占めています。
- しかしながら、独身者住宅、共働き世帯向け住宅、高齢者向けケア付き住宅 は不足している状況です。

【課題】

○ 独身者住宅、共働き世帯向け住宅、高齢者向けケア付き住宅など、地域の実情や身近な自然環境に配慮しながら、住民のニーズにあった住宅の整備が必要です。

(7) 医療

- 保健医療のニーズが高度化・多様化しています。
- へき地における医療の確保と充実が求められています。

【課題】

○ 健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な

保健医療体制の整備が必要です。

- 幡多地域でほぼ完結できる医療が提供できるよう、幡多けんみん病院を中心と した救命救急機能の充実が必要です。
- 救急医療連携体制充実のため、ドクターカー・ドクターへリを活用した県中央 部の3次救急医療機関との連携が必要です。
- へき地における医療の確保と充実を図るため、医療機関の施設整備や医師等の 人材確保とともに、後方支援体制の整備が必要です。

(8) 高齢者福祉及びその他の福祉

○ 本地域は、集落が点在しており、交通の不便な地域も多いため、とりわけ、高齢者等への保健・医療・福祉サービスの確保・充実が求められています。

ア 高齢者福祉

○ 老年人口比率36.9% (平成26年) と県平均32.1%より高く、総世帯に占める 高齢者世帯数も50.9% (平成22年) と県平均44.2%より高くなっています。

【課題】

○ 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせるサービスを提供できる体制の確立や、保健・医療・福祉の連携による総合的サービスの質の向上といった、住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを目指した取り組みを進めることが必要です。

イ 児童福祉等

- 保育所は44箇所、幼稚園型認定こども園は3箇所、地域型保育事業所は1箇所あり、支給認定子ども数は2,538人となっています。(旧西土佐村、旧佐賀町含む。平成27年4月1日現在)
- 少子化に伴い、児童数も減少し、施設運営が厳しくなっています。
- 女性の社会進出の増加や核家族化の進行等により、保育需要は多様化しています。
- 保育サービスについては、県全体と比べて乳児保育、一時預かり事業が低調 な状況です。
- 施設が老朽化しているものが多く見られます。

【課題】

○ 市町村の子育て支援の計画に基づき、住民の保育ニーズに適切に対処できるよう、教育・保育施設や地域の実情に応じた子育て支援等を充実させていくことが必要です。

ウ 障害者等の福祉

○ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付数は、7,298 人(平成26年度末)となっています。

【課題】

○ 高知県障害福祉計画に基づき、中山間地域のサービス提供体制の充実や専門

的な療育支援を行う体制づくりなど、障害者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを目指した取り組みを進めることが必要です。

工 地域福祉

- 高齢者に関しては、老年人口比率が全国と比べて高く、核家族化の進行により、高齢者世帯が増加することから老老介護といった介護の負担が増えるとともに、生活支援機能が弱まり、施設への入所や社会的入院が多くなっています。
- 子どもに関しては、少子化・核家族化が進み、地域での支え合い機能が弱まり、子育ての孤独感や不安感が生じています。
- 県内の自殺者数は、平成22年に13年ぶりに200人を下回って以降、減少傾向が 続いています。しかしながら、人口10万人あたりの自殺死亡率は全国平均より も高い状況が続き、中でも幡多地域は、県平均を上回る水準で推移しています。

【課題】

- 弱体化したコミュニティの再生と活性化を図るために、地域リーダーの発掘 や、NPO・ボランティアの育成及び支援をし、これらの活動が持続可能な地 域福祉の推進が必要です。
- 個人の尊厳を尊重した地域福祉を推進することが必要です。
- これら課題を解決するためには福祉のみならず教育分野などとの連携が必要です。
- 自殺対策として、地域で相談にあたる傾聴ボランティアなどの人材を育成するとともに、関係機関がより連携して適切な相談支援が行えるよう、福祉保健所を中心としたネットワークを構築する必要があります。

(9) 教育及び文化

ア 教育

- 少子化や人口流出により、小学校、中学校、高等学校とも児童生徒数が減少し、適正な学校規模の維持が困難な状況になりつつあります。そのため、小中学校の統廃合が進んでいます。また、地域に集落が点在するため、学校が小規模で、小学校では51.4%が複式学級となっています。
- 中学校では、卒業後の進学率は96.9%(平成26年3月卒業者、旧西土佐村、 旧佐賀町含む)で、県平均98.3%を下回っています。
- 高等教育機関は四万十看護学院1校のみで、社会教育施設も少数・小規模で す。

- 多様化・高度化する学習ニーズに対応し、教育分野での地域間格差を是正するためには、地域の実情に応じた新しい学習システムの構築や情報機器等を活用した教育環境の整備が必要です。
- 社会教育施設、学校教育施設、文化施設等関連施設の有効活用と情報ネット ワークの拡大と有効利用が必要です。

イ 文化

- 歴史的・文化的に独自の文化圏を構成しており、入野松原や吉福家住宅、浜田の泊屋、松尾のアコウ自生地をはじめとする名勝、史跡、民俗文化財、天然記念物などが多く存在しています。
- 文化施設は、地域住民の文化教養活動に一定の役割を果たしており、宿毛市には文教センター(歴史館、公民館、図書館)、総合運動公園、野球場、東部運動場、武道館、相撲場、土佐清水市には市民文化会館、足摺海洋館・海底館、国際交流の館ジョン万ハウス、公民館、図書館、浦尻運動公園、市民体育館、四万十市(うち旧中村市の区域)には文化センター、公民館、幡多郷土資料館、四万十学遊館、図書館、安並運動公園、渡川第二緑地、温水プール、具同体育センター、武道館、四万十川下流交流センターがあり、町村には文化会館、公民館、図書館、土佐西南大規模公園、大方球場等が設置されています。
- 地理的条件の制約等により、文化施設の整備や芸術文化に触れる機会も十分 とはいえない状況です。

【課題】

- 文化の振興や文化財の保存など文化を住民の暮らしに関わる幅広い領域で捉 えたまちづくりが必要です。
- 多様化した住民の文化的ニーズに対応していくことが必要です。
- 少子高齢化や過疎化により、失われつつある伝統芸能や文化遺産を継承していくことが必要です。
- 文化財保護への住民意識の向上を図る必要があります。
- 地域のスポーツ活動の活性化と体育・スポーツ施設の整備・有効活用が必要です。

(10) 地域間交流

- 本地域は、本県観光の玄関口である高知市から自動車で約2時間から4時間を 要しており、一部を除いて、個々の観光資源では決して集客力が高いとは言えな い現状です。
- 地理的条件や大規模な旅行を受け入れられる宿泊施設が限られていることなど から、通過型の観光旅行が多く見られる一方、家族やグループ旅行のニーズにマッチした宿泊施設があります。
- 近年の修学旅行は、文化や産業、経済、政治の重要地を巡る見聞型ではなく、 体験型修学旅行のニーズが増加しており、本地域においても積極的に受入に取り 組んでいますが、近年は伸び悩んでいます。
- 近年、都市住民の間では「ゆとり」や「やすらぎ」を求めて自然豊かな農山漁村で余暇を過ごすグリーン・ツーリズムへの関心が高まっており、本地域でも増加してきています。
- また、受け入れ側においても地域の活性化の手段としてグリーン・ツーリズム に取り組む動きが見られ、地域住民が主体となった体験メニューづくりや農家民 宿が増えつつあります。

【課題】

- 本地域の広域的な観光PR活動などを強化していく必要があります。
- 広域的に観光客を誘致するため、各市町村と広域の観光組織の連携が必要です。
- 広域的な観光資源及び観光ルートの提供により、宿泊型観光の誘致を強化する 必要があります。
- 家族やグループ旅行のニーズにマッチした環境の宿泊施設を、ルート的にさら に充実する必要があります。
- 体験型観光へ柔軟な対応をしていくため、悪天候時における代替メニューを開発する必要があります。また、家族やグループのニーズに対応した、安価で快適な空間を提供するとともに、自然体験ができる施設等を整備していくことが必要です。
- グリーン・ツーリズムを推進するためには、受け皿づくりや受け入れるための コーディネートを担う組織を育成し、地域ぐるみで受け入れ体制を整備すること が必要です。
- 修学旅行の誘致競争を勝ち抜くためにも、本地域の体験型観光メニューを統括 するとともに、各宿泊施設の特徴を活かすなど、多様な修学旅行ニーズに応える ことのできる体制をつくることが必要です。

(11) 国土保全施設等の整備及び防災体制

- 本地域は、地質・地形は急峻でかつ脆弱であることから、台風、豪雨などによる災害が発生しやすい自然条件下に置かれており、毎年多くの災害が発生し、道路や家屋の浸水被害、土砂災害など、住民生活や社会・経済活動などに重大な影響を与えています。
- 消防等については、市町村ごとに地域防災計画に基づき体制整備をし、防災訓練や防災意識の普及啓発に努めていますが、市町村単位の取り組みにとどまっています。
- 南海トラフを震源とする南海トラフ地震について、政府の「地震調査委員会」は、平成27年1月1日を算定基準日とする地震の今後30年以内の発生確率を70%程度と公表しており、揺れと津波により甚大な被害をもたらすと想定されています。

- 平成26年8月豪雨による道路や河川の被災箇所の早期復旧や土砂災害箇所への 対応が必要です。
- 森林の公益的機能の維持・拡充等が必要です。
- 河川の氾濫や土砂、高潮による災害に対する備えが必要です。また、侵食対策 における養浜材料の確保が必要です。
- 南海トラフ地震発災時には、建物の倒壊や火災、津波、ライフラインの停止など様々な困難な事象への対応が必要となります。このため、地震による被害を最小限に留めるため、災害対応力の向上を図る必要があります。

(12) 環境の保全等

- 本地域は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川、豊富な原生林や湿地、足摺宇 和海国立公園の区域となっている足摺岬・大堂海岸など雄大な海岸景観と透明度 の高い海、さらに黒潮の影響を受けて大規模な造礁サンゴが分布しており、熱帯 性魚類や重要な動植物が多く生息するなど、すぐれた自然が数多く残されていま す。
- 地域新エネルギービジョンを平成14年度に大月町が策定しました。また、平成 15年度には本地域を含む県西部14市町村(本地域及び旧窪川町、檮原町、旧大野 見村、津野町(うち旧東津野村区域)、旧佐賀町、旧大正町、旧十和村、旧西土佐 村)の共同で策定しました。
- また、大月町では、平成29年度末の完成を目指して民間事業者による大規模風力発電所の建設が進められています。また、土佐清水市や三原村でも、民間事業者による風力発電事業が検討されています。

- すぐれた自然環境を適正に保全することや身近な自然の多様性を維持し損失を 止めるために、生物多様性に配慮した活動や理解が定着しつつある社会を目指し、 行政、県民、NPOや事業者、教育機関などの多様な主体が協働して取り組むこ とが必要です。
- 地域特性を踏まえたエネルギービジョンの改定が必要です。
- コスト面で課題のある新エネルギーの導入にあたっては、国等の支援が必要です。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

○ 本地域を含む中山間地域が県土の90%以上を占める本県では、人口減少や高齢化の進展が県内市場の縮小を招くことで、若者が県外に流出し、そのためさらに人口が減少するといった負の連鎖に陥っています。

この人口減少の負の連鎖を断ち切るため、本県では、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策と、中山間対策の充実・強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった横断的な2つの政策に積極的に取り組んでいます。

今後は、以上の取り組みに加え、5つの基本政策と横断的な2つの政策を総合的に組み合わせる形で策定した「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、本地域の多様な主体が連携、協力して、地域の特性を活かした広域的な取り組みを推進することで、県勢の浮揚を図り、将来に希望の持てる県づくりに取り組みます。

また、本計画の実施を通じ社会減に歯止めをかけ、計画期間内に本地域における社会増減ゼロを目指します。

(2) 重点とする施策

- 人口減少が招く経済規模の縮小や、それによる若者のさらなる県外流出といった課題克服のため、「地産外商戦略」と「移住(定住)促進」を柱とする「高知県産業振興計画」に基づき、経済の活性化に官民協働で取り組みます。
- 南海トラフ地震対策について、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、自助、共助、公助が一体となって、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな 復旧・復興に向けた事前の準備などに取り組みます。
- 県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らせる県づくりを目指し、「日本一の健康長寿県構想」に基づき、保健、医療、福祉の各分野で取り組みを進めます。
- 「高知県教育振興基本計画」に基づき、「知」、「徳」、「体」の向上に向けた施策を推進します。また、貧困等の厳しい環境にある子どもたちが、安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう支援を充実させます。
- 県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化に繋げるため、「四国8の字ネットワーク」の整備や重要港湾である宿毛湾港の整備など、インフラの充実と有効活用を図り、県民が将来に希望をもって暮らせる県土づくりを推進します。
- 中山間地域の維持・創生に向け、「集落活動センター(地域の支え合いや活性 化の拠点)」と「あったかふれあいセンター(小規模で多機能な高知型福祉の支 援拠点)」の整備促進を図るとともに、地域の資源や特性を生かした産業づくり

支援、生活用水や移動手段の確保対策等の生活支援などを促進します。

○ 結婚・妊娠・出産・子育て、仕事と育児の両立などライフステージに応じた支援策を充実させるとともに、女性の活躍の場の拡大に向け、就職活動や企業への支援など、就労を希望する女性が多様なライフステージを通して働き続けられる整備づくりに向けて取り組みます。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

- (1) 交通通信の確保の方針
 - 産業・生活基盤となる交通通信施設の整備の立ち遅れを克服し、長期的な振興 を進めるため、四国横断自動車道などの高速交通体系の整備を見通した地域外と の幹線ネットワークの整備を促進します。
 - 本地域と都市地域の情報格差の是正や、地域外との積極的な交流を促進するため、超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備を推進します。

(2) 交通施設の整備

ア 道路の整備

- 地域外とのアクセスを強化するため、四国横断自動車道の整備を推進します。
- 地域内の交通ネットワークを強化し、人的・物的循環の高密度化を図るため、 交付金事業を活用し、中村宿毛線、足摺岬公園線、安満地福良線などの県道や 市町村道の整備を推進します。
- 休憩・交流機能を兼ねた道路整備や、高齢者・障害者に配慮した道路整備を 推進するとともに、自然景観や生態系に配慮したルートの設定、木の香る道づ くりといった良好な自然環境と共生できる道路整備を推進します。

イ 林道の整備

○ 林道については、森林の適正な管理や効率的な森林施業、就労環境の改善を 図るため、計画的・重点的な基盤整備を推進します。

ウ 港湾の整備

- 宿毛湾港(重要港湾)については、開口性の良好な港湾条件を活かし、流通業、製造業などの企業誘致及び地域の産業を支える海上輸送の拠点施設としての整備を推進します。
- 下田港(地方港湾)については、洪水など河川流量による影響を受けやすい ことから、下田地区の浸水被害の解消と安定した輸送航路の確保に重点投資を していきます。

(3) 地域における公共交通の確保

- 鉄道については、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が、地域内はもとより本地域と本県中央地域及び瀬戸内地方や京阪神地方を結ぶ基幹的な公共交通機関としての役割や愛媛県南予地域との交流基盤の役割を果たしていることから、より一層の利用促進と経営の安定化を図っていきます。
- バスについては、デマンドバス(乗降区間や乗車希望時刻など利用者の状況に 応じて運行)や混乗方式(病院送迎、通学、一般利用など、それぞれ別運行して いたものを一本化して運行)の活用など、地域の実情に応じた運行形態、利用促 進による路線維持を図るとともに、利用者ニーズや地域資源に対応した仕組みづ

くりを検討し、住民力を活かした取り組みに努めます。

(4) 情報通信関連施設の整備

- 本地域には超高速ブロードバンドや携帯電話のサービスが提供されていない地域が残っているため、市町村や通信業者との連携・協力により基盤整備を進め、サービスエリアの拡大に取り組みます。
- 情報通信技術 (ICT) を産業振興、行政サービス等の分野で総合的に活用し 地域の情報化を推進するとともに、独自の魅力ある情報を地域外に提供します。
- 本地域を含む全県規模の情報通信基盤を存続させることにより、地域外とのコンテンツ流通や交流の促進に取り組みます。
- 保健・医療・福祉資源の効率的な活用や住民への情報提供を推進するため、「救 急医療・広域災害情報システム」や「へき地医療情報ネットワーク」等、各種情報システムを整備・充実します。
- 水産市場における情報の収集・処理機能の整備を推進します。
- 漁協合併の推進に合わせて、合併漁協の電算処理ネットワークシステムの整備 を支援します。

2 産業及び観光の振興

- (1) 産業及び観光の振興の方針
 - 高知県産業振興計画に位置づけられた幡多地域の地域アクションプランの実行 を支援し、幡多地域における雇用の創出と所得の向上に努めます。
 - 産業振興と雇用対策を一体的に進めるため、若年者の地元雇用の促進、県外や地域外からのUIターンを促進します。
 - 農林水産業の魅力を高めるため、地域の特性を活かした農産物の生産を推進します。また、加工や販売、サービスを結びつけることにより、生産物の高付加価値化と複合経営化を推進します。
 - 衰退する既存の商業地を活性化するため、多様化する消費者ニーズや今後一層 進んでいく高齢化社会に対応した商業集積をまちづくりの観点から整備します。
 - 地域に埋もれている観光資源の活用とともに、景観や自然環境の保護・保全に 配慮した、地域にとっても魅力的な観光地づくりを推進します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

- (ア) 担い手の確保・育成
 - 新規就農者への相談活動や、UIターン希望者への働きかけを推進します。
 - 新規参入者の組織を育成し、継続的、安定的な農業経営の確立を目指すため の仲間づくりを推進します。
 - 生産技術の修得や経営感覚を醸成するため、定期的に研修会を開催します。
 - 新規就農希望者が独立して経営できるよう、技術を修得しながら働ける仕組 みづくりを推進します。

- 企業的なセンスを持った農業者の育成に努め、組織化・法人化を推進します。
- 農地中間管理機構の活用を図りながら、農地の集積・集約化による担い手の 育成を推進します。
- (イ) 基盤整備の計画的な推進
 - 足腰の強い産地を確立するため、地域の地形条件や営農特性を踏まえた農業 生産基盤の整備や農業用用排水施設等の長寿命化対策を推進します。
- (ウ) 新たな農業の展開
 - 地域ぐるみで効率的な営農展開をするため、農業施設・機械の共同利用や、 農作業の受委託を推進します。
 - 新規作物の導入や複合経営等による安定した所得を確保するため、他産業と 連携した複合的経営を推進します。
- (エ) 地域の特性を活かした農業の展開
 - 日本型直接支払制度や集落営農を推進します。
 - 野菜については、気候を活かし、施設園芸の一つの柱として積極的に普及を 図ります。
 - 天敵導入などの安全・安心につながる I P M 技術の普及を図り、環境保全型 農業を推進します。
 - 果樹については、梨、文旦、小夏など地域に適した特産品の振興を進めます。
 - 畜産については、低コスト生産による有利販売の推進や、稲WCSなどの利用により耕種農家との結びつきを深め、環境保全型の調和のとれた主産地づくりを推進します。
 - 地域内農産物の加工等により、地域資源の付加価値を高める取り組みを推進 します。
- (オ) うるおいと活力のある農村づくり
 - 女性の意欲と能力を活かすことのできる農業・農村の構築を推進します。
 - 多面的機能を維持するため、農協、森林組合、行政等が連携し、農地等の維持管理の仕組みづくりを検討します。
 - 地域の活性化に向けて、都市との交流を促進します。

イ 林業の振興

- (ア) 原木生産の拡大
 - 県内の大型製材工場や木質バイオマス発電の需要に対応するため、「森の工場」など森林の集約化を推進するとともに、搬出間伐等の施業の実施を支援します。
 - 地形や森林資源に応じた効率的な作業システムを普及・確立するため、事業 体による高性能林業機械の導入を支援します。
 - 原木増産の一翼を担う自伐林家等の小規模林業実践者を育成するため、搬出 間伐、作業道開設及び林業機械のレンタル等に対して支援します。
- (イ) 担い手の確保・育成
 - 快適な就労環境を提供するため、労働災害の防止、福利厚生(保険、年金等) の充実を推進します。

- 担い手の技術、技能の向上を図るため、効率的な木材の生産ができる人材の 育成(研修)を推進します。
- 森林組合等の林業事業体を育成するため、経営基盤と業務執行体制の強化や、 効率的な木材生産ができる人材の育成 (OJT) に取り組みます。

(ウ) 基盤整備の推進

- 森林の適正な管理や効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的 ・重点的に路網整備を推進します。
- 原木の安定的、効率的な供給に不可欠な路網の整備や改良を支援します。

(エ) 流通体制等の整備

- 木材を安定供給していくため、木材の生産基盤・加工体制の整備や、山林、 山元貯木場、原木市場、製品市場のネットワーク化、さらに工務店までの供給 ネットワークの構築など、流通体制の整備を推進します。
- 特用林産物の振興のため、共同生産・共同出荷体制の構築を支援します。

(オ) 健全な森づくり

- 公益的機能の維持増進を図るため、未整備森林の保育間伐を推進します。
- 森林資源の保続培養を図るため、伐採跡地の再造林を支援します。
- 再造林の低コスト化を図るため、コンテナ苗の導入を促進します。

ウ 水産業の振興

(ア) 漁業生産の基盤整備の推進

- 安全・安心な水産物を安定的に供給できる拠点漁港の整備や、漁村の人々を 守る南海トラフ地震対策、漁村生活環境の向上といった豊かで活力ある漁村づ くりを図るため、①陸揚げ・流通の拠点としての機能向上(田ノ浦漁港)、② 災害時の救援活動拠点としての機能向上(清水漁港、沖の島漁港)、③老朽化 した漁港施設の長寿命化対策を推進します。
- カツオ等の水揚げを促進するため、宿毛湾を活餌供給基地とする取り組みを 推進します。
- 釣り、ひき縄漁業の振興を図るため、耐用年数を迎えた表層型浮魚礁を順次 更新します。

(イ) 養殖業の推進等

- 養殖業の安定経営のために、漁場環境の保全や飼料等のコスト削減技術の向上に取り組むとともに、企業等と連携した種苗生産、中間育成ビジネスの育成を推進します。
- 消費者に信頼される産地づくりのために、消費地へ産地情報を積極的に提供 します。

(ウ) 販売力の強化・促進

- 漁業生産基地の基盤強化を図るため、拠点市場等の機能の強化(荷捌施設、 自動製氷装置、冷凍庫等)、高鮮度化設備の整備(海水冷却装置、魚体選別器等)、衛生管理設備の整備(海水殺菌装置等)を推進します。
- 販売体制の強化を図るため、漁協合併や市場統合と連動して販売競争力の高い拠点市場の整備を推進するとともに、広域販売体制の整備、産地直販体制の

整備、地産地消及び都市圏の業務筋との取引拡大等外商の取り組み等を支援します。

(エ) 水産加工の振興

○ 雇用の場を確保するため、地域加工グループによる持続可能な活動の展開を 支援します。また、宗田節やシラスなど伝統的な水産加工業の振興を図るとと もに、新たな水産加工業の事業化を推進します。

(オ) 観光漁業等の推進

○ 漁業と調和した海洋性レクリェーション等の振興、プレジャーボート係留施 設の維持・修繕、秩序ある漁港の利用と漁業環境の改善を図ります。また、海 洋資源を活かした地域の活性化を図るため、海のニュービジネスの育成や、交 流人口の拡大を推進します。

具体的には、①体験漁業等の育成・情報発信、漁港・漁村の受入環境整備、環境保全・美化活動の推進、②海洋資源を活かした雇用機会の創出、③河川資源や「アユの火振り漁」、「ゴリのがらびき漁」などの伝統漁法を活用した中山間地域の活性化、④外来魚(ブラックバス等)やカワウの駆除による河川漁業の振興や有用資源の増強を進めます。

- (カ) 新規就業者の確保、人材の育成と組織の強化
 - 漁業就業者を確保、育成するため、就業希望者を勧誘し、技術習得や独立を 支援します。
 - 地域の担い手を育成するため、漁協青年部や漁業者グループが主体的に行う 水産業の競争力の強化や人材の育成等を目的とした活動を支援します。

エ 野生鳥獣による被害の防止

- 放任果樹の伐採や耕作放棄地の刈り払いなど野生鳥獣を集落に寄せ付けない 環境整備を推進します。
- 防護柵の設置を推進し、特に集落全体を囲う防護柵の設置を推進します。
- 有害鳥獣の捕獲を推進し、特に集落ぐるみでの捕獲を推進します。また、森 林地域での捕獲もあわせて推進します。
- 捕獲の担い手である新規狩猟者の確保を推進します。

(3) 商工業の振興

ア 商業の振興

- (ア) 商店街の活性化の推進
 - 既存の中心商業地については、買い物の利便性の高いロードサイド型の大型店との機能分担を明確にするとともに、今後の高齢化社会や多様化する消費者ニーズに対応した商業集積をまちづくりの観点から推進します。特に、宿毛市、四万十市(うち旧中村市の区域)については、地域商業の拠点として整備を進めます。

(イ) 他産業との連携の推進

○ 観光資源が豊富であるという特性を踏まえて、観光との複合型の商業振興を 推進するとともに、他産業と連携して地域生産物の付加価値を高め、地域の顔 となる特産品づくりを推進します。

(ウ) 商業従事者への支援

○ 本地域の中小零細事業者に対し、経営の合理化・近代化や店舗の共同化、集団化の方策について研修や指導を行うとともに、商工会や商店街等を中心とした地域での活動を支援します。

イ 工業の振興

- 高知西南中核工業団地に立地する企業の営業活動等を支援し、地域のトータルな産業振興を進めます。
- 臨海型の宿毛湾港工業流通団地の整備が概成したため、今後、流通業、製造業などの企業誘致を推進します。
- 企業の誘致を促進するため、各種の企業立地優遇制度や地方税の課税の減免 等を活用します。
- 企業の設備投資や立地の動向等について、情報の収集・把握に努めます。
- 公設試験研究機関による地域内企業の技術力向上のための技術支援や技術相 談を行います。
- 地域にある伝統産業の振興を図るため、技術やノウハウを身に付けた後継者 の育成や、販路拡大を促進します。

(4) 観光の振興

ア 地域別の振興方向

- 足摺宇和海国立公園地域では、既存施設の魅力の向上を図るとともに、自然 とふれあえる滞在型の観光施設を充実し、海洋レクリェーションを中心とした 西部地域の観光の拠点として整備を推進します。
- 沖の島や大堂海岸地域では、その特性を活かした海洋性の観光を推進します。
- 土佐清水市、大月町、宿毛市、四万十市(うち旧中村市の区域)を周遊する「サニーロード」沿線上では、既存の観光レクリェーション施設を活かしながら、ダイビングやキャンプなど、残された魅力ある自然を活かした体験型の観光を推進します。
- 四万十川の中・下流域では、森林・河川の豊かな自然環境を活かした学習型 レクリェーションの促進を図ります。

イ 具体的な振興策等

(ア) 広域的な取り組みの推進

- 広域イベントの開催や共同キャンペーンなど、行政区域にとらわれない広域 的な取り組みを進めることにより九州地方等からの観光客の誘致を進め、愛媛 県との周遊化に積極的に取り組み、広域観光を推進します。
- 誘導標識、案内標識等の観光サービスの整備・充実に努めるとともに、広域 観光ルートづくりを推進します。

(イ) 観光スポットの磨き上げ

○ 土佐西南大規模公園や四万十学遊館の整備拡充を推進するとともに、足摺海

洋館を中心とした竜串地区を体験型観光として魅力ある地域に育成します。

(ウ) 観光情報の発信

○ ホエールウォッチングや四万十川などアウトドア観光に関するリアルタイム 情報(出現率、気象、水量など)の提供を促進するとともに、「よさこいネット」のホームページの機能を強化することにより、観光情報を全国に発信します。

3 就業の促進

- (1) 就業の促進の方針
 - 高知労働局、公共職業安定所、市町村、その他の関係機関と連携し、就業の促進を図ります。
 - 本地域内に公共職業能力開発施設として設置している県立中村高等技術学校に おいて若年技能者を育成します。
 - 多様な職業訓練を実施することで、地域の離職者・転職者の早期就職を支援します。
 - 本地域内に設置している高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち幡 多サテライト)で円滑な就職を支援します。

(2) 就業促進対策

○ 県立中村高等技術学校では、将来建築関係に従事する若年技能者の育成を行っており、必要に応じてカリキュラムを見直す等、企業ニーズに応じた技能を持つ人材を育成します。

離職者・転職者に対しては、OA事務や介護サービス等多様な訓練を民間教育 訓練機関等に委託して実施することで、早期就職を支援します。

○ 若者の就職支援については、高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこう ち幡多サテライト)において、きめ細やかな就職相談や就職セミナー、企業で実際の仕事を体験する「しごと体験講習」等を実施し、雇用におけるミスマッチを解消して、円滑な就職を支援します。

4 水資源の開発及び利用

- (1) 水資源の開発及び利用の方針
 - 将来的な水需要の動向を検討し、地理的条件による慢性的な水不足や不安定な 利水環境の改善を行い、生活用水や工業・農業用水などの水資源の計画的な開発 を推進します。
 - 水資源の供給能力を確保するため、ダム建設や森林の総合的な整備を推進します。

(2) 水資源確保対策

○ 慢性的な水不足などへ対応するため、中筋川河川総合開発事業による横瀬川ダ

ムの建設を引き続き推進します。

- 不安定な渓流取水を解消し、安定した生活用水を確保するため、生活貯水池事業による春遠ダムの建設を引き続き推進します。
- ダム上流等の水資源を確保する上で重要な水源地域において、水源かん養機能 や国土保全機能をあわせ持つ健全な森林を維持・造成するため、荒廃地や荒廃し た森林の総合的な整備を推進します。

(3) 水資源の利用

- 横瀬川ダムにより、既得かんがい用水を確保するとともに、四万十市(うち中 筋川沿いの区域)への水道用水の安定供給を図ります。
- 春遠ダム、以布利川ダムにより、大月町、土佐清水市において不足する上水の 供給に対応します。
- 水利用の動向を踏まえながら実態を把握し、総合的に検討していきます。
- 上下流域と交流を図りながら、住民や企業への普及啓発を推進します。

5 生活環境の整備に関する事項

- (1) 生活環境の整備の方針
 - 生産基盤と生活環境の一体的な整備により、調和のとれた農山漁村づくりを進めます。
 - 快適で活力ある農山漁村をつくるため、地域内外との交流・ふれあいの場として開放することを視野に入れた生活環境の整備を推進します。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

- 平成23年度に見直しを行った生活排水処理構想に基づいて、下水道、浄化槽の 整備を推進します。
- 一般廃棄物は、各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を進めます。

(3) 公園等の整備の推進

- 地域の独自性と創意工夫を活かし、多様な交流の場や緑の発信拠点の場として、 子どもや高齢者などが安全・快適に利用できるよう、地域の実情に応じた公園整備を推進します。
- 土佐西南大規模公園においては、大方地区で、展望台(津波避難施設)の整備 を推進します。
- 土佐清水総合公園及び宿毛市総合運動公園においては、運動広場の整備を推進 します。

(4) 住宅関連対策

- 地域の実情や身近な自然環境に配慮しながら、住民のニーズに沿い、まちづく りと連携した住宅整備を推進します。
- 高齢者等が自立した生活を営むことができるように住宅のバリアフリー化を進

めるとともに、戸外においても安全かつ快適に暮らせる環境整備を推進します。

○ 雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、地場産材を使った住宅の供 給促進や県産木材を使用したモデル住宅の展示、県産木材使用のPRなどを推進 します。

(5) 生活サービスの持続的な提供

○ 住民が主体となり、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの 地域の課題やニーズに応じて複数の集落が連携し、総合的に地域ぐるみで取り組 む仕組みとして、集落活動センター(小さな拠点づくり)を推進します。

(6) その他の整備

ア 都市整備

- 安全で快適な新市街地の形成を目指して現在実施している土地区画整理事業や、既成市街地の再生や震災対策上必要な密集市街地の解消を図るための道路整備を推進するとともに、地域住民の協働によるまちづくりを推進し、中心市街地の活性化を図ります。
- 宿毛市では、事業実施中の都市計画道路桜町沖須賀線などの整備を進め、既 成市街地の再生や密集市街地を解消するための道路整備を推進します。
- 土佐清水市においては、清水第三土地区画整理事業を推進し、南海トラフ地 震に備えた都市機能移転の受け皿としての安全で快適な新市街地を形成すると ともに、既成市街地と連絡する幹線道路を整備し、一体的なまちづくりを進め ます。
- 四万十市(うち旧中村市の区域)では、都市計画道路右山角崎線などの整備を進め、沿道の土地利用の促進を図り、既成市街地の活性化と小京都らしいまちづくりを進めます。
- 黒潮町大方地域では、国道56号のバイパス工事と連携して高台に庁舎移転を 行い、新庁舎を中心とした災害に強く、安全安心でコンパクトなまちづくりの 形成に努めます。

イ 河川等

- 横瀬川ダムや春遠ダムの整備を引き続き推進します。
- 治水安全度を向上させるとともに、河川環境面からも地域住民と連携しなが ら河川整備を推進します。

6 医療の確保等

- (1) 医療の確保の方針
 - 県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。特に、医師の確保をはじめとした医療提供体制の整備を重点的に推進します。

(2) 医療の確保を図るための対策

- 地域の実情に応じた、健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制を整備します。
- 救急医療体制を整備・充実させるため、初期救急医療体制の強化及び幡多けん みん病院を中心とした救命救急機能の充実、ドクターカー・ドクターへリを活用 した県中央部の3次救急医療機関との連携に努めます。
- へき地における医療の確保と充実を図るため、医療機関の施設の整備・充実や 医師等の人材の確保と資質の向上、へき地医療の後方支援体制の充実に努めます。
- 災害時においても迅速で適切な医療救護活動ができるよう、医療機関の災害対応力の向上や地域の特性に応じた医療救護の体制づくりを進めます。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

- (1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針
 - 高齢者の福祉については、高齢者が長年培ってきた知識や経験を最大限に活か し、地域社会を支える一員として、生き生きとした生活を送ることや、介護が必 要な状態になっても、その人らしい人生を送ることができる地域社会の実現を目 指します。
 - 児童福祉については、児童がその権利を保障され、心身ともに健やかに育成されるよう、良好な環境づくりを推進します。
 - 障害者福祉については、障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の基本理念のもと、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を目指します。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 在宅福祉サービス

- 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう努めます。
- 新しい総合事業への移行を推進し、市町村の円滑な事業実施を支援します。

イ 施設福祉サービス

○ 「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、一人ひとりの状態に相応しい施設サービスの提供を行うため、地域の実情に応じた施設整備等に努めます。

ウ 健康・生きがい対策の推進

○ 寝たきりや認知症を予防するため、地域支援事業の実施や壮年期からの生きがい健康づくりを推進します。

- エ 在宅医療・介護・福祉・住まいの整備などによる包括的なネットワークづくり の推進
 - 一人暮らし、認知症高齢者等の生活を支援するため、自助・共助による在宅 福祉ネットワークや、介護予防、地域支援事業の活用を推進します。
 - 保健・医療・福祉の連携を図るため、地域包括支援センターによる総合的な情報提供、相談体制・広報を推進し、保健福祉サービスの質の確保に努めます。
 - 高齢者のニーズにあったサービスを効果的に提供していくため、サービス担 当者会や地域ケア会議を積極的に活用します。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

ア 児童福祉の推進

- 「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」や市町村が策定した「子ども・ 子育て支援事業計画」に基づき、乳児保育など保護者のニーズに対応する保育 サービスや、地域の特性を活かした子育て支援を推進します。
- 子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、子どもが健やかに生まれ育つ 環境づくりを推進します。

イ 障害者福祉の推進

- 県民一人ひとりが、障害や障害のある人について正しく理解できるよう啓発 広報活動を行うとともに、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、支 え合いの仕組みづくりを進めます。
- 身近な地域で適切なサービスが受けられるよう、「高知県障害福祉計画」等 に基づき、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。
- 障害のある人誰もが、生き生きと暮らせるよう、雇用の促進や施設での工賃 の向上、スポーツや芸術などの余暇活動の充実などに取り組みます。
- ひとにやさしいまちづくりと南海トラフ地震等の災害への備えを進めます。

ウ 地域福祉の推進

- 高知県地域福祉支援計画や市町村が策定した地域福祉計画に基づき、こども から高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮 らすことができる地域づくりを推進します。
- 住民が気軽に参加できる地域福祉社会づくりを推進するため、地域の特性や ニーズに合った施策の展開や、社会福祉協議会やボランティア、民生委員・児 童委員が行う活動を積極的に支援をするとともに、市町村地域福祉計画の策定 を支援します。
- O こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き 生きと暮らすことができる地域づくりを推進します。

8 教育及び文化の振興

- (1) 教育及び文化の振興の方針
 - 教育文化の振興による地域の活性化を進めるため、学校教育の充実とともに、 生涯にわたる学習活動の推進、豊かなスポーツライフの実現に向けた環境整備を 図ります。
 - 生涯学習活動については、地域の実情に即しながら総合的な見地に立って、情報化に対応した学校教育施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、施設間の情報ネットワーク化を図り、広域的な生涯学習体制を推進します。
 - 誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツを通したネットワークの強化を図ることで、地域の実情に応じたスポーツ活動を推進します。
 - 魅力のある文化のふるさとづくりを進めるため、豊かな自然や美しい景観、伝統的な幡多文化や素朴な人情といった固有の地域資源を見直し、磨き上げることで、住民自らが主役となって地域に活力をもたらす新しい文化の創造を推進します。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

○ ビジネスに関する幅広い分野について、基礎的な知識から応用・実践力まで体 系的に学ぶことができる研修プログラムを実施し、地域の産業を支え発展させる 人材の育成に取り組みます。

(3) 教育・文化施設等の整備

ア 教育施設等の整備

- 公立小中学校のうち、小規模校の教育環境を改善するため、スクールバス、 学校図書館、視聴覚教材等の整備充実を図ります。
- へき地校については、特認校制度、新しいタイプの小中連携教育など、地域 の実情に応じた学習システムづくりを推進します。
- 超高速インターネット接続を行う教育情報通信ネットワーク(教育ネット) を基盤にして、ICTを活用した学習を可能とする情報通信システムの充実に努め ます。
- 高知県生涯学習ポータルサイトの運用と市町村等からの情報収集・発信に努めます。
- 県立図書館と地域の図書館との情報共有を図るため、図書情報システムの機能の充実に努めます。

イ 集会・体育・文化施設等の整備

- 集会施設等については、集落、市町村、広域等それぞれの人口規模、利用範囲に応じた機能を有する施設を体系的に整備するとともに、有効利用に向けた取り組みを推進します。
- 体育・スポーツ施設については、市町村と連携し、多様なスポーツ活動の活性化に向けて、地域の実情に即した整備や有効活用を推進します。

○ 文化教養施設については、住民ニーズの多様化に十分対応できる機能を備え た施設を整備するとともに、既存施設のネットワーク化を推進します。

(4) 地域文化の振興

- 様々な地域資源に文化の視点から新たな光をあて(発見し)、それを活かす(磨き上げる)施策・事業に取り組みます。
- 真に海外に開けた半島地域を目指すため、中四国で唯一太平洋に開けた立地特性を活かして、「ジョン万次郎」を契機とした国際交流、姉妹都市縁組による国際交流を推進します。
- 地域の伝統芸能等の担い手の活動を保護・育成するとともに、その普及と後継 者等の人材養成を推進します。
- 文化財保護への住民意識の向上を図るため、指定文化財の計画的な保存修理を 行い、貴重な文化遺産を後世に継承していくとともに、文化財の周知や愛護思想 の普及等の事業を推進します。

9 地域間交流の促進

- (1) 地域間交流の促進の方針
 - 各市町村における地域資源や宿泊施設をはじめとする観光施設の特性を活かし、 その地域の持つポテンシャルを高めながら、また、不足する部分は近隣地域の連 携によって補いながら、地域間の連携による観光商品の開発に努めます。
 - グリーン・ツーリズムを推進するため、観光客(修学旅行等)誘致が積極的にできるように体制を整えるとともに、住民による体験メニューづくりなどを行い、グリーン・ツーリズムビジネスの開業を支援します。
 - 修学旅行の受け入れのための宿泊施設の整備を推進するとともに、本地域のみならず、広域的な取り組みにより、環境学習型の修学旅行の誘致を推進します。
 - 温暖な気候を活かし、プロスポーツ及びアマチュアスポーツの誘致等に取り組み、スポーツツーリズムを通して交流人口の拡大を図ります。

(2) 地域間交流の促進のための方策

○ 高知県産業振興計画の実践を通じ、農林漁業者をはじめとする地域住民の参加によって、体験型観光の開発と拡充、修学旅行の積極的な誘致、観光客と地域とが触れあうことのできる農家民宿など、住民の参加と協働による観光地づくりを推進します。

具体的には、①自然環境の保全と活用、②通年楽しめる観光メニューづくり、 ③人に出会う場の創出と人材の育成、④幡多観光ネットワークづくりを目指した 取り組みを推進します。

- グリーン・ツーリズムの受け皿を増やすため、かつおのタタキや天日塩づくりなど地域の自然や産業を活かした体験メニューの開発・提供や農家民宿や農家レストランなど自立できるグリーン・ツーリズムビジネスの開業を支援します。
- 都市部へ向けて情報発信をするため、コーディネート機能を担う組織の育成、

ツーリズム受入側のネットワーク化、ホームページの活用に努めます。

- サービスの質を確保するため、品質管理、研修等を行う組織を育成するととも に、トラブル対応のための体制づくりを支援します。
- 修学旅行や家族旅行など旅行需要にきめ細かく対応したパッケージメニューや、 悪天候時における体験型観光の代替メニューづくりやオフシーズンにおけるスポーツツーリズムの推進や観光メニューづくりを支援します。
- 地域住民が、地域の自然や伝統・文化を再発見し、磨き上げ、訪れた都市住民 のインストラクターとして活動するとともに、観光ボランティア活動への参加な ど、住民の主体的な取り組みを促します。
- 森林浴やキャンプなどアウトドアライフを楽しむ観光を通じて、自然保護・環境学習・観光の三者を成立させるエコツーリズムを推進します。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

- (1) 災害防除の方針
 - 風水害は、気象台との連携を密にして、洪水、土砂災害、高波等の防災情報を 市町村に確実に伝達し、早期の避難対策を実施して災害発生の予防、被害の拡大 の防止を図ります。また、それを補完するものとして、河川堤防の整備などハー ド対策を効率的、効果的に行うことによって、総合的な防災対策を推進します。
 - 南海トラフ地震対策について、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、自助、共助、公助が一体となって、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな 復旧・復興に向けた事前の準備などに取り組みます。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

- 山地災害を防止するため、治山施設等の設置や機能が低下した保安林の整備を 推進します。
- 森林の公益的機能の維持・拡充を目指し、重要な水源地域の森林整備や、生活 環境保全等の機能を高度に発揮する森林整備を推進します。
- 河川改修事業やダム建設事業などにより、治水安全度の向上や河川環境の整備 を推進します。
- 土砂災害対策のための砂防関係事業については、要配慮者利用施設、避難所、 避難路や地域防災拠点、緊急輸送道路などの重要施設を優先的に土砂災害から保 全します。
- 高潮や海岸侵食などから地域を保全するとともに、大規模地震・津波対策として、海岸保全施設の整備を推進します。
- 災害の多様性や大規模化等へ対応するため、広域消防体制の整備や消防施設の 充実に向けた指導・支援や、近隣市町村との広域的な応援体制を確立するための 指導・支援を行います。
- 市町村と集落を結ぶ防災行政無線の設置を推進します。
- 地域住民の安全を確保するため、災害救助用資機材の整備に努め、災害発生時 における救出・救助体制の充実強化のための指導・支援を行います。また、関係

機関と連携した総合防災訓練の各種訓練の実施や防災意識の普及啓発を推進します。

- 安全で良好な生活基盤づくりを行うための砂防関係の事業を継続するとともに、 南海地震対策として津波に対する避難場所、避難路対策とリンクした箇所につい ても優先して実施します。また、早期警戒、避難支援のため、気象台と連携して、 市町村へ雨量情報を提供します。
- 南海トラフ地震等による津波から避難するため、避難タワーなどの津波避難空間を確保するとともに、強い揺れから身を守るため、公共建築物などの耐震化を進めます。

(3) 防災体制の強化

- 地震の揺れや津波からの避難が迅速に行えるよう、地震・津波の観測及び情報 伝達体制の強化を図ります。
- 南海トラフを震源とする最大クラスの地震・津波が発生した場合の震度分布や 津波浸水予測等について、平成25年度に全戸配布した防災啓発冊子「南海トラフ 地震に備えちょき」や、地震・津波だけでなく洪水や土砂災害の危険性について も掲載している高知県防災マップなどを活用し、今後も、機会をとらえて県民に 対して周知を行います。
- 県民が地震・津波を正しく恐れ、適切に行動できるよう、必要な情報提供や啓 発活動を行うとともに、避難訓練や防災学習会等を行います。
- 自主防災組織の設立や活性化を図り、地域で互いに支え合う仕組みや体制づく りを進めます。
- 地震発災時に孤立することが想定される地域について、通信手段や緊急用へリコプターの離着陸場の確保を進めます。
- 大津波から避難するためのソフト対策を補完するものとして、開口部対策、避 難路・避難場所の整備、密集住宅対策などを推進します。

11 環境の保全等

- 多様化・複雑化している今日の環境問題に適切に対応し、地域の財産とも言える 豊かな環境を保全するとともに、住民のニーズに対応する環境を確保するため、「高 知県環境基本条例」及び「高知県環境基本計画」に基づき、自然環境条件に応じた 環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 本地域は、特定植物群落や重要湿地などがあり、重要な動植物や貴重な地形を有することから、各種法律、県条例に基づく保護策を講じる一方、生物多様性地域戦略に基づく行動計画を推進しながら、自然保護思想の普及・高揚を図り、自然環境及び生活環境の保全に努めます。
- 足摺宇和海国立公園(土佐清水市、宿毛市、大月町)、入野県立自然公園(黒潮町)、宿毛県立自然公園(宿毛市)については、適正な保護、管理に努めます。
- また、足摺宇和海国立公園内の海中公園地区等については、サンゴ礁の景観保護 のため、オニヒトデ類等の駆除対策を実施します。

- 豊かで多様な自然環境を活用し、自然とのふれあいの場を充実するため、自然公園内の園地、遊歩道、キャンプ場、駐車場、公衆トイレ等の整備を推進します。
- 四万十川については、四万十川条例に基づく、環境配慮指針・目標指標・清流基準の策定、重点地域の指定を行うとともに、重要文化的景観を活かした取り組みや、(公財)四万十川財団を核とした「四万十ブランド認証制度」など民間の力を活用した取り組みを支援し、清流の保全、自然環境の保全・復元、川を活かした地域づくりを進めます。
- 地球温暖化対策やエネルギー問題に対応するため、二酸化炭素の排出ガスが少なく、純国産エネルギーである新エネルギーの導入を進めます。具体的には、市町村が地域特性を踏まえて取り組む新エネルギービジョンの改定や、市町村や民間事業者が取り組む風力発電、太陽光発電・熱利用、バイオマスの利活用等の普及を支援します。